

国民健康保険税の税率などの見直しをしました

国民健康保険税の税率について

国民健康保険税の税率は、令和3年度より見直しが行われ、見直しは行わず据え置きとなりました。令和3年度の税率などは、別表1のとおりです。

軽減基準額の算定方法が変わります

総所得が一定以下の低所得世帯については、負担を軽減するため、均等割と平等割を軽減しています。こ

の軽減を判定する基準額の算定方法を、別表2のとおり見直しました。

国民健康保険の納付について

令和3年度の納税通知書は、7月中旬に郵送します。届きましたら、納税課や各行政センター、金融機関、コンビニ、スマートフォンアプリなどで納付してください。また、口座振替にすると、

指定口座から安全・確実に振替納付することができます。口座振替の申し込み手続きは、取扱金融機関で行ってください。

国民健康保険は、加入者の皆さんが納める保険料で運営されています。今後も安定した保険制度を運営していくために、皆さんのご理解ご協力をお願いします。詳しくは、本保険年金課(☎22429)へ。

(別表1) 税率・課税上限額など

	所得割	均等割	平等割	課税上限額	
医療分	7.7%	2万6千円	2万4千円	63万円	
支援金分	2.7%	9千円	9千円	19万円	
介護分	2.1%	1万円	7千円	17万円	
合計	介護分あり	12.5%	4万5千円	4万円	99万円
	介護分なし	10.4%	3万5千円	3万3千円	82万円

所得割：前年の所得から基礎控除額(43万円)を差し引いた額に税率を乗じて算出します。なお、国民健康保険の所得割の計算では、所得税等における扶養控除などの所得控除は適用されません。

均等割：国民健康保険加入者の人数に応じて算出します。

平等割：加入世帯ごとに定額で算出します。

(別表2) 低所得者に対する軽減措置

軽減割合	軽減基準額	
	改正前(令和2年度)	改正後(令和3年度)
7割軽減	基礎控除額(33万円)以下	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者などの数-1)以下
5割軽減	基礎控除額(33万円)+28.5万円×被保険者数以下	基礎控除額(43万円)+28.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者などの数-1)以下
2割軽減	基礎控除額(33万円)+52万円×被保険者数以下	基礎控除額(43万円)+52万円×被保険者数+10万円×(給与所得者などの数-1)以下

※「10万円×(給与所得者などの数-1)」の部分は給与所得者などの数が2以上の場合のみ計算します。給与所得者などの数は同一世帯の被保険者と世帯主のうち、給与収入が55万円超または公的年金などの支給額が65歳未満は60万円超、65歳以上は125万円超の人の数

令和3年度後期高齢者医療保険料の計算方法が変わります

令和3年度から後期高齢者医療保険料の軽減措置と所得割額の計算方法が、次のとおり変更となりました。保険料率(所得割率・均等割額)については、令和2年度と変更ありません。

令和3年度の保険料額については、7月中旬頃に通知します。

詳しくは、☎保険年金課(☎22429)へ。

【均等割額の軽減措置が変わりました】

7.75割軽減の見直しと税制改正に伴い、7割・5割・2割軽減の基準が変更となりました。

■ 均等割額が7.75割軽減されていた人

改正前	7.75割軽減	[43万円+10万円×(年金・給与所得者の数×-1)]以下の世帯
改正後	7割軽減	

■ 均等割額が2割軽減される人

改正前	[基礎控除額(33万円)+52万円×世帯の被保険者数]以下の世帯
改正後	[43万円+52万円×世帯の被保険者数+10万円×(年金・給与所得者の数×-1)]以下の世帯

※年金・給与所得者の数は、同一世帯内の被保険者全員と世帯主のうち、一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(65歳未満は公的年金等の収入が60万円超、65歳以上は公的年金などの収入が125万円超)を受ける人の数で、該当者がいない場合は1として計算します

■ 均等割額が5割軽減される人

改正前	[基礎控除額(33万円)+28.5万円×世帯の被保険者数]以下の世帯
改正後	[43万円+28.5万円×世帯の被保険者数+10万円×(年金・給与所得者の数×-1)]以下の世帯

【所得割額の計算方法が変更となりました】

■ 所得割額

改正前	(総所得金額等-基礎控除額(33万円))×所得割率
改正後	(総所得金額等-基礎控除額×(最大43万円))×所得割率

※基礎控除額は、合計所得額2,400万円以下の場合43万円

令和3年度国民健康保険特別会計 予算の概要

3月の市議会臨時会で議決された令和3年度予算についてお知らせします。詳しくは、本財務課(☎22414)へ。

■ 渋川市国民健康保険特別会計予算11億8,915万4,500円(事業勘定8億9,844万1,000円、診療施設勘定1億2,561万4,500円)

■ 既に議決済みの一般会計、特別会計および企業会計を合わせた令和3年度予算の

会計名	R3予算額	R2予算額	前年度比
国民健康保険特別会計	8,915,447	9,127,792	-2.3%
(うち事業勘定)	8,789,839	8,990,959	-2.2%
(うち診療施設勘定)	125,608	136,833	-8.2%

総額は、6億1,316万8,700円で、前年度比4.5割の減額となりました

新技術を開発する 中小企業者を支援します

市は、ぐんま新技術・新製品開発推進補助金をぐんまDX技術革新補助金に改称し、県と連携して市内中小企業者を支援します。対象は、市内に主たる事業所を有する中小企業者など

80万円
申請方法 申請書(商工振興課または市ホームページにあり)に必要書類を添えて商工振興課へ
申請期間 5月6日(木)～31日(月)
その他 詳細は、市ホームページを確認してください
詳しくは、☎商工振興課(☎22596)または県地域企業支援課(☎027122613352)へ。

店舗の改装にかかる費用の一部を補助します

対象 ▽店舗改修後も事業の継続が確実であるなどの要件を満たす小規模事業者
▽市内で小売業・飲食業・生活関連サービス業を営む客型店舗
※詳しい要件は、市ホームページを確認してください
助成内容 ▽内装・外装・設備工事 ▽建物と一体で機能する機器などの設置
▽事業に直接関係する備品購入 ▽共生社会実現や感染症予防を目的とする工事
※着工前・備品購入前に申請が必要です。消費税および

地方消費税相当額を除いた額(備品購入は単価)が30万円以上のものに限り
補助率 2分の1(上限50万円)
※予算を超えた場合は抽選申込方法 交付申請書(商工振興課または市ホームページ)にあり、直接商工振興課へ添えて、
申込期間 6月1日(火)～18日(金)
その他 前回補助金の交付から5年間経過している場合、再度交付申請ができます
詳しくは、☎商工振興課(☎22596)へ。

夏季の運転資金として 季節資金を融資します

対象 市内に店舗などを有し、1年以上継続して同一事業を営む市内中小企業者
※その他の条件については、直接問い合わせください
融資額 1,000万円以内
融資利率 1.8割以内(信用保証付は1.6割以内)
融資期間 6カ月以内
取扱金融機関 申込先 市内

の銀行・信用金庫・信用組合
取扱期限 8月31日(火)
※金融機関の休業日を除く
その他 新型コロナウイルスの影響を受けている中小企業者は、融資利率などが優遇された緊急資金融資を利用できる場合があります
詳しくは、☎商工振興課(☎22596)へ。

介護職員初任者研修受講者を支援します

介護職員としての入口となる「介護職員初任者研修課程」の資格取得にかかる費用を助成し、市内で介護職員として従事できるよう支援します。

詳しくは、**本**介護保険課(☎22116)へ。

対象 介護職員初任者研修の受講者のうち、次の要件を全て満たす人

▽市内に住所を有し、居住している人
▽令和3年4月1日以降に開講する初任者研修を受講し、修了した人
▽初任者研修を修了した日から3カ月以内に、市内介護事業所において介護などの業務に3カ月以上継続して従事する人
対象経費 教材費を含む受講料 ※補講に要した受講料は対象外

補助上限額 受講者1人当たり5万円 ※補助対象経費が上限額に満たない場合はその額までとし、1千円未満は切り捨て
その他 希望者には市内介護事業所を紹介します。支援を希望する人は、あらかじめ介護保険課に連絡してください

渋川駅にまつわる写真・エピソードを募集します

「渋川駅開業100年記念展」で展示する、渋川駅にまつわる写真やエピソードを募集します。

詳しくは、市ホームページまたは**生涯学習課**(☎22500)へ。

募集内容 ①大正10年から現在までの渋川駅に関連する思い出にまつわる写真
②渋川駅にまつわる自身が体験したエピソード

応募方法 次の①または②の方法で応募してください
①市ホームページにある、応募フォームから電子データで送信

②郵送で生涯学習課〒377-8501・石原80)へ
応募期限 5月24日(月)必着
その他 ▽事前に必ず募集要項(生涯学習課またはホームページにありますが)を確認してください
▽応募写真は返却します
▽新型コロナウィルス対策のためデータ送信または郵送での申し込みにご協力ください



市ホームページはこちら

渋川駅開業100年記念展

とき・ところ ▽6月23日(水)～7月8日(木) 市役所本庁舎
▽7月12日(月)～16日(金) 市役所第二庁舎



昭和39年撮影の渋川駅舎

令和3年度

消防団役員と新任団員の紹介

市民の生命と安全を守り、地域防災の中心的な存在として活躍する消防団の令和3年度役員と新任団員を紹介いたします。皆さんよろしくお願ひします。

詳しくは、**危機管理室**(☎22130)へ。

〈役員〉(敬称略)

- ▽団長 島村嘉久 ▽副団長 野村誠、石田章 ▽第1方面隊長 後藤憲夫 ▽第1方面隊副方面隊長 横手一行
- ▽第1分団長 櫻澤尚来 ▽第2分団長 上村和之 ▽第3分団長 石井充俊 ▽第4分団長 平林徹哉 ▽第5分団長 加藤亨 ▽第6分団長 関上良太郎 ▽第7分団長 坂本和馬 ▽第8分団長 中村尚久 ▽第9分団長 大河原千尋 ▽第10分団長 牧雄一郎 ▽第11分団長 片倉康信 ▽第12分団長 齊藤圭祐 ▽第2方面隊長 田子英樹 ▽第2方面隊副方面隊長 清水要 ▽第13分団長 樋本弘一 ▽第14分団長 高橋正仁 ▽第15分団長 飯塚賢一 ▽第16分団長 大河原秀之 ▽第3方面隊長 入内島育宏 ▽第3方面隊副方面隊長 村上晋介 ▽第17分団長 蛭間祐介 ▽第18分団長 平形陽介 ▽第21分団長 佐藤正道 ▽第22分団長 井上正明 ▽第23分団長 八高啓輔 ▽第24分団長 豊田健二 ▽第4方面隊長 藤井哲也 ▽第4方面隊副方面隊長 齊藤剛 ▽第25分団長 狩野晃典 ▽第26分団長 木村晶久 ▽第27分団長 都丸英則
- ▽第28分団長 角田圭介 ▽第29分団長 星野裕 ▽第30分団長 石田光徳 ▽第31分団長 諸田佳行 ▽第32分団長 長谷川昌則 ▽ラッパ長 狩野篤志

〈新任団員〉(敬称略)

- ▽第2分団 山口慶人、長谷川拓哉 ▽第6分団 田村竜也 ▽第7分団 樺澤大樹 ▽第12分団 千明譲二、星野諒太 ▽第15分団 竹内満 ▽第22分団 宮川雄気 ▽第29分団 高橋峻 ▽第32分団 荻野裕貴